

農地所有適格法人報告書（記載例）

事業年度 自 令和〇年〇月〇日 ①
至 令和〇年〇月〇日

提出日 令和〇年〇月〇日 ②

豊田市農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 豊田市〇〇〇町〇〇番地
名称及び代表者氏名 株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
0565-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者氏名	株式会社 〇〇〇〇〇〇〇	
主たる事務所の所在地	豊田市〇〇〇町〇〇番地	
経営面積(ha)	所有農地の有無	③ 有 ・ 無
	田	20
	畑	0.5
	採草放牧地	
法人形態 ④	株式会社	

2 農地法第2条第3項第1項関係

(1) 事業の種類

区分	⑤ 農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	水稻、小麦、桃	農作業委託	
翌事業年の計画	水稻、小麦、桃	農作業委託	

(2) 売上高 ⑥

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）	〇〇〇〇円	
2年前（実績）	〇〇〇〇円	
1年前（実績）	〇〇〇〇円	
翌事業年度の計画 （実績または見込み）	〇〇〇〇円	

① 報告対象となる事業年度を記入。

② 事業終了後3か月以内に提出してください。

③ 法人所有農地の有無を回答してください。

④ 【要件1 法人形態要件】以下のいずれかの法人であること。
・株式会社（公開会社でないもの）
・農事組合法人
・持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）

⑤ 区分の判断に迷う場合は、末尾（記載要領）1をご確認ください。

⑥ 【要件2 事業要件】主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること。
・直近3か年の農業（関連事業を含む）の売上高が、総売上高の過半数か。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況 ⑦

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資
円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は 名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格又は 特別永 住権	議決権の数		構成員が個人の場合は 以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の提 供面積 (㎡)		農業への年間従事 日数（日）		農作業 委託の 内容
						権利 の 種類	面積	直近 実績	翌事業年 度の計画	
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		70				300	300	
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		70		賃借権	5,000	100	100	
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		20				100	100	田植、稲刈

※例 1
※例 2
※例 3

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 3 0 0 日

(2) 農業関係者以外の者（(1) 以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別 永住権	議決権の数	
				株主 総会	種類 株主総会
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		30	
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		10	

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	160		80%	
(2) 農業関係者以外の者	40		20%	
計	200		100%	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

⑦ 【要件 3 議決権要件】総議決権又は総社員の過半が以下のいずれかであること。

- ・その法人の農業の常時従事者（原則年間 1 5 0 日以上従事） ※例 1
- ・農地の権利提供者 ※例 2
- ・基幹的な農作業を委託した個人 ※例 3
- ・地方公共団体、農協、農地中間管理機構等

記入欄に収まらない場合は、「別紙 1 のとおり」等記入し、別紙を添付してください。
住所が市外の場合は、市町村名から記入してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係 ⑧

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住権	役職	農業への年間従事日数			
							必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		代表取締役	300	300	250	250
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		取締役	200	200	170	170
〇〇〇〇	〇〇町〇〇番	日本		取締役	100	100	0	0

⑧ 【要件4 役員要件】次の要件をどちらも満たしていること。

- ア 理事等の過半は法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年 150 日以上）する構成員であること。
※ 農業（関連事業を含む）とは、耕作、養畜等の他、その業務に必要な運営等が該当します。
- イ 理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち 1 人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間 60 日以上）すること。
※ 農作業とは、耕うん、播種、水の管理等、直接的な農作業が該当します。

記入欄に収まらない場合は、「別紙2のとおり」等記入し、別紙を添付してください。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況 ⑨

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住権	役職	農業への年間従事日数			
							必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画

⑨ 年間 60 日以上農作業に従事している役員がない場合のみ記入してください。

4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

添付書類

- 1 定款の写し（変更されている場合は議事録を添付）
- 2 組合員名簿又は株主名簿の写し
- 3 決算報告書（損益計算書及び賃借対照表）の写し

（記載要領）

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
- （1）その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
- | | |
|---|---|
| ア | 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工 |
| イ | 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給 |
| ウ | 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 |
| エ | 農業生産に必要な資材の製造 |
| オ | 農作業の受託 |
| カ | 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供 |
| キ | 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給 |
- （2）農業と併せ行う林業
- （3）農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「２(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「２(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「３(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「３(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 ２、３及び４の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 8 ２の翌事業年度の計画、３の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに４の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、３の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主又は出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者に限る。）。国籍等は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。